2

『立憲政体略』と『眞政大意』

加藤弘之の生涯と学問

 \blacksquare

次

(1)

『立憲政体略』

付論 アリストテレスの『政治学』について

加藤弘之の立憲主義思想(Ⅱ)

天賦人権論から進化論的権利論

崎

允

胤

岩

2

12

4 『人権新説』 -社会ダーウィニズムへ-立憲主義的国家論

3

国体新論

(以上前号)

(2)

『眞政大意』

立憲政体のもとでの政治

『国体新論』

立憲主義的国家論

茲 今日の言葉でいへば 迷夢を醒まさんが為に 即ち立憲政体の大体の骨組みを示した『立憲政体略』に次いで、先生はこの政体に依って表現される近代政治 とわって居られぬが、 ているといえる。吉野作造もこの点に着目して次のように書いている。「加藤先生は自らはっきり然うとはこ じまるこれら三著は、 てここで国家論として体系的にまとめあげられたということができるだろう。じっさい、『立憲政体略』 はたして「国家哲学」を論じたといえるかどうかは別として、かれの従来の立憲主義的な政治思想が全体とし 『国体新論』を上梓したのであった。下出隼吉はいう、 のであれば、 みえぬいわゆる世間的な栄達の道を登っていったが、 |処に始めて這の政治形態に由て政治の真理想は実現され得ると考へたのであろう」 (Ⅲ 新精神を通 加藤は 『眞政大意』公刊の翌年暮には侍読となり、 本書は更にそれより一歩を進めた博士の国家哲学である」(Ⅱ(解)の一二ページ)と。 俗的に示さんとて『真政大意』を書かれ、 種の政治学に外ならない。 それぞれの文体や論述の仕方がかなり異なっているにせよ、 私の考えでいえば『立憲政体略』と共に謂はば相連絡する三部作を為すものであろう。 『国体新論』を書かれたものであろう。 この政治学上の素養を頭に蓄へて立憲政体の運 かの「民撰議院設立建白書」 その後天皇の巡幸に供奉するなど、 「『眞政大意』が主として立憲国の施政方策 更に一歩を進めて民主政治の根底を論じ同 通俗的なると否との別はあるもこの後の二書は 相互に内容的に連関 の提出された明 (解)の六ペ 並の者には容易に望 用に臨めば (ージ)。 胞の従 に

四年の政変のさいにこれら三著を、 説初の 節 加藤弘之の生涯と学問 絶版にしたのである で述べたように、 『自叙伝』 によれば、 進化主義に思想の変わった加 藤は、

1 本書の題名における「国体」

の国家の実体を一般的に示そうとするからである。 では、立憲諸国の国家論をあえて「国体論」という名称のもとに一般的に論じている。 水戸学派の会沢正志斎以来、日本固有の国体の意味で用いられるようになったと思われるが、加藤のこの著作水戸学派の会沢正志斎以来、、、、、、、 国体論」という名称を選んだか。それは、かれが後期水戸学派的な「国体」を考えず、「真誠ノ国体」、 ところで、この著作の題名は『国体新論』というが、ここで「国体」とは何か。「国体」というターム それではなぜ

劣ナル国体」「カ、ル浅マシキ国体」「不正ナル国体」(同ページ)にたいし、後述するように、「真誠ノ国体」 此臣僕ヲ牧養スルノ任アレトモ、又之ヲ己レカ意ニ随テ制馭スルヲ得ヘク、臣僕ハ只管君命是レ聴テ一心之ニ 二至リテ斯ク天地 宵 壌 (天地、宵は誤字、霄)、懸隔ヲ立ツルハ抑何事ソヤ。カヽル野鄙陋劣ナル国体ノ国ニ生 サル可ケンヤ。試ミニ思フ可シ。君主モ人ナリ、人民モ人ナリ、決シテ異類ノ者ニアラス。 奉事スルヲ其当然ノ務ナリト思ヒ、且ツ是等ノ姿ヲ以テ其国体ノ正シキ所以トナス。豊野鄙陋劣ノ風俗ト云ハ ノ国土ハ悉皆一君主ノ私有物ニシテ其内ニ住スル億兆ノ人民ハ悉皆一君主ノ臣僕タル者ト思ヒ、 レタル人民コソ、実ニ不幸ノ最上ト云フヘシ」(Ⅱの一一一ページ、傍点筆者)。加藤は、 冒頭で、かれは書く、「凡ソ文明開化未全ノ国々ニテハ、未ダ嘗テ国家君民ノ真理ヲ悟ラサルガ故ニ、天下 このような 然ルニ独リ其権利 君主ハ固ヨリ 野腦

ながら、ここで述べることは民政にも一般化して考えうるとしている。それでもわざわざ「国家君民」というタームを ズシモ君主ニ限ルトナスヲ要セス、又民主ノ主長ヲ指スモ可ナリ」(一一四ページ)と注しており、「国家君民」といい 「国家君民」、とくに「君民」というタームについて、本書の全体を読むさいの注意として、「君ノ字ヲ以テ必

同時に注意しておくべきもっと重大なことは、本稿Ⅰ(本誌、 用いるのは、 と「万民同治」との根本的な実体的な差異を明確に理解していないという点である。 読者が納得しやすいように、 かれが日本の国を年頭にいれて論じているからである。 前号、 一七ページ)で指摘したように、 しかし、このことと かれが

説は、 ル所以ナリト云フニ至レリ、其見ノ陋劣ナル、其説ノ野鄙ナル、実ニ笑フへキ者ト云フへシ」(Ⅱの一一二ペー テ勅命 ニ生シタル人民ハ只管 頻ニ皇統一系ヲ誇称スルハ誠ニ嘉ミスヘシト雖モ、惜イ哉、国家君民ノ真理ヲ知ラサル為ニ、遂ニ天下ノ国 子も天下国土を君主の富ともいうなど、かれ自身矛盾している。ひるがえってわが国をみるに、国学者流の論 とあるのは、 「民惟邦本」、『孟子』に「民為」貴、社稷(国家)次」之、君為」軽」、『帝範』に「民者国之先、国 (加藤の用語) 加藤によれば、 真理に背反すること甚だしく、じつに厭ふべき点が多い。いわく、「国学者流ノ輩 愛国 野鄙陋劣の国体を是として、ますますこれを養成したのは、歎かわしいことであった。 ノ儘ニ 遵 従 スルヲ真誠ノ臣道ナリト説キ、是等ノ姿ヲ以テ、我国体ト目シ、以テ本邦 天皇ノ私有、 国家君民の真理に協った論であり、その他歴世仁君聖主、 はさすがにつとに開明に向かった国であったから、感服すべきこともあり、『尚書』(書経) 和漢等(日本や中国などのように) 天皇ノ御心ヲ以テ心トナシ、 億兆人民ハ悉皆 天皇ノ臣僕ナリトナシ、随テ種々牽強付会ノ妄説ヲ唱へ、凡ソ本邦 開化未全の国では、 天皇ノ御事トサヘアレハ、善悪邪正ヲ論セス、 名賢鴻儒らの三行もある。 国家君民の真理が明らかでなか ノ万国 ノ切ナル しかし、支那 者君之本 三卓越 IJ

ついて〕論説スル所ハ国家君民ノ真理ナルヲ以テ、君民双方ノ権利義務、及ヒ其他ノ関係、

右論

スル所ノ論ニ

真誠の国体とはどういう国体であるか。最終章で加藤は次のように書く。「以

それでは、

-4-

邦国 合スルニ至リテ始メテ公明正大ノ国家備ハレリトスヘシ。方今欧米ノ外、未タ嘗テ右ノ如キ国体全ク備 アラスト雖モ、他ノ各国ト雖モ、 到底右ノ国体ヲ得ルニ至ラサレハ決シテ真誠 国家ト ハレル 称

スルニ足ラス」(Ⅱの一二四ページ)と。

異 憲君主政体ヲ用ヒ、 或ハ君主政体ナルモ、或ハ民主政体ナルモ、能ク公明正大ノ国体ヲ育成シ、及ヒ維持スルニ足レハ敢テ其可否 ヲ論セスシテ可ナリ 故ニ国体ハ万国共ニ、 べたところの理に反して野鄙陋劣を免れないときには、決してこれを真誠の国家と称するに足りない。 いる。いわく、「国体ト云フハ所謂政体トハ自ラ相異レリ、国体ハ眼目ナリ、 -政体ノ可否ハ特ニ其国古今ノ沿革由来ト、及ヒ其人情風習ニ由テ定ムルヲ善シトス、方今欧州各国多クハ立 ナル所以ナリ」(Ⅱの一二四-五ページ、傍点筆者)という。 体ハ万国共ニ必スーナルヲ要スト雖モ、 いで加藤は、 国体と政体との相異を論じ、それによってかれのいう 亜米利加各国多クハ立憲民主政体ヲ用ルハ即チ之レカ為メナリ」。だが、国体が本書で述 [君主政体であろうと民主政体であろうと、国体が公明正大であればどちらでも差し支えないとする]]。 荷クモ前数章論スル所ノ理ニ脊クヲ許ス可ラスト雖モ、 政体ハ必スシモーナルヲ要セサルナリ。是レ即チ国体ト政 「国体」の意味をいっそう明 政体ハ此眼目ヲ達スル方法ナリ。 政体ハ必ズシモーナルヲ要セス、 確にして

良政体ナル一敢テ弁ヲ俟タスト雖モ、 の)美ヲ損スルーナキニアラス。故ニ専ラ実事ヲ貴テ〔その観点から〕形貌ヲ撰フ能ハサルナリ。 11 実 サルノミナラス、或ハ却テ治安ヲ損スルニ至ル、仏国西班牙等ヲ以テ殷鑑 《事ハ重ク形貌ハ軽シ、 加藤も君主政体と共和政体との比較をし、 〔形貌がすぐれていても、 共和政治ハ其形貌ノ美ナル、 実事が具体的に十分にその実を示しているとはかぎらない。そればかりか 従来君主政体ノ国ニ於テ頓ニ共和政治ヲ用フルカ如キハ、決シテ治安ヲ得ル能 次のようにいう。「凡ソ政体ハ政治ノ形貌ニシテ其実事ニアラス。 遥カニ君主政体ニ優ルト雖モ、形貌ノ美必スシモ実事ノ美ヲ生ス [身近な戒め] トナスヘシ」(一二五ページ)。 共和政治ノ如

第六章

人民自由

ノ権利、

及ヒ自由

ノ精神

(2) 著作の内容、 その体系性

次に K 体新 論 の目録 (目次) を掲げて、 内容、 その体系性を一瞥しよう。

総 論

第 章 国家君民成立セシ所以ノ大原因

第 章 国家ノ主眼ハ人民ニシテ、 人民ノ為メニ君主アリ政府アル所以

第三章

第四章 君主及ヒ政府ノ人民ニ対セル権利義務、 併ニ立法司法ノ二権柄

天下ノ国土ハー君主ノ私有ニアラス、唯之ヲ管理スルノ権、

特ニー君主ニアル所以ノ理

ノ理

第五章 人民ノ君主政府ニ対セル権利義務

国体ト政体ト相異ナル ノ理、 併二政治ノ善悪公私必スシモ政体ニ由ラサ ノ理

君民同治国家の実体について考察していることについては、 かなり推察されうるであろう。 加藤が自国日本を念頭において、この著作で君主国によって論じ、 前述した(三ページの注*)

先立つ二著作についてのわたくしの記述を前提にしてこの目次をみれば、『国体新論』

の理論内容の大筋は

本書の含む多くの重要な問題のなかから、以下では若干の重要なものをとりあげよう。

(3) 天神政治説の批判

――加藤における一定の合理主義―

の点、 甚タ荒誕無稽ノ説ト云フヘシ」。たとえばフランスでも、「[十七世紀後半から十八世紀にかけて]路易十 神ニシテ人ニアラス。人ニ仮リニ[仮りに人の姿になって]、之ニ代リテ政治ヲナス者ナリト云フノ説 theocracy] トドつ。 起リシ風習ナルヘシ」。しかし、こうしたことは支那ばかりではない。「何レノ国モ太古開化ノ進マサル時ニハ、 総テ天神ヲ引合ヒニ出スヿ常ナリキ。斯ク万事天神ヲ引合ヒニ出ス国ヲ西洋語ニテテオカラチー〔テオクラシー、 レ……多クハ其君主、知識蒙昧ノ人民ヲ駕馭〔馬から転じて人を思いのままに使いこなす〕センカ為メノ権謀 モスレハ国家上ノ事ニ、天神ヲ引合ヒニ出スヿ常ニシテ、或ハ神勅ヲ唱へ、或ハ天命ヲ説ク等ノヿ多シ。」「是 ており、ここにはかれの見解における一定の合理性がみられる。「支那ヲ始メ、総テ開化未全ノ国ニテハ、 ル王ハ、『朕ハ天神ノ現出セル者ナリ』ト自ラ誇称シテ、大ニ暴虐ヲ極メタリキ」(Ⅱの一一三ページ)。こ 施藤は、 加藤はたしかに合理主義者である。 総論 において、 即チ訳シテ天神政治又ハ代天政治ノ国ト云フ。 国家問題の考察に天神(すなわち、今日いう神、God)を導入する考え方を批判し 凡ソ此政治ノ国ニテハ、 国家 ノ大主ハ天 ラ唱フ、 四世上云 動

* ルイ十四世の治世には王権神授説(帝王神権説)を唱えたボシュエが出た。

足下八暗ニ本邦 ノ人民ヲ駕御スル権謀ノ為メニ天神ヲ引合ヒニ出シ玉ヒシトスルヤ」と。これに答えて加藤はいう。 藤はいう、このように書くと、 ノ国体ヲモ誹謗スルト思ハル。 わたしに向かって、次のように反論するものがいるだろう。 ……足下ハ神典 『日本書紀』 ヲモ疑テ、 我力先皇モ 亦曽 わ

する、 まで「君が代」問題が全面的に介入してき、ついに「君が代」は憲法において国歌として規定されるにいたった。 お尾をひいてくる。たとえば、 説が誕生した。 事の全般を遂行するとする欽定憲法が、金ぴかの菊花の紋章に飾られて成立し、上杉慎吉の絶対主義的憲法学 方の全面にまで否応なしに浸透してくる。やがてわが国では、 うに国家の統治、 渉ラセ玉ハンヿハ、 拘束されてもおり、 実ニ奇々妙々ノーニテ決シテ人知ヲ以テ思議ス可ラサル由ナレハ、 前提している。 シ」(日の一一三一四ページ)と。 ト余ハ思フナリ。 ナレトモ、 アラサ 皇統の「天壌無窮」の非合理性にやはりどっぷりと漬かってしまう文章を書くのであり、 今日人間界ノ道理ニハ合ハヌ故、 レトモ、本居平田 信しても、 このようにして、 他方、後年の美濃部達吉の天皇機関説といえども、欽定憲法上の学説故、 すなわち国事の最も根本的な深層なるものにかかわってくるかぎり、 国家ハ人間界ニ存スル者ナレハ、苟クモ人間界ノ道理ニ合ハヌーハ断然取ラサル 我輩モ亦切ニ望ム所」(Ⅱの一一二ページ)とする。このようにしてかれは、 神典を疑うわけではないといい、「本邦ノ皇統一系」を賀し、 それ は 国会の冒頭で天皇が発言したり、 (本居宣長・平田篤胤) 国家の事を論ずるさいには関係はないとする。 加藤弘之のような思想は、象徴天皇制の新憲法下においても、 加藤はこのように一定の合理主義をとる。 国家上ノ事ヲ論スルニ就テハ、 ノ説ニモ、 凡ソ神典ニ挙ケラレタルーハ皆神々ノ御事業故 国際的外交にもかかわったり、 明治二十二年には万世一系の天皇が統治 右ハ神典上ノートシテ、 絶エテ関係セサルコト けれども、 いわく、「余亦敢テ 皇統が「天壌ト共 非合理性がかれの考え やはり結局 根底には非合理性を 敢テ尊信スル 学校教育の場に 今日にまでな 問題がこの 神典 7 = は 典 ナ 無窮 神 7 1 淵 典 八可 ス 玉 源

の国である」と発言し、 森喜朗首相は、 五月十五日 国民のあいだから批判がまきおこった。 (二)000年 の神道政治連盟の国会議員懇談会の挨拶で 「日本の国は天皇を中心とする

4 国家成立の大原因

――アリストテレスの学説に依拠

明 共ニ相同シキー固ヨリ疑ヲ容ル可ラス」。日本だけが特別で天照大神の神勅と天孫降臨などによって成立した 的なことではなかろうか。「天神直ニ〔じきじきに〕勅ヲ下シテ君民ヲ定メ玉ヒシカ如キヿニハアラス。」 いまや自説を固めるために旧態依然として老子だの孟子だの韓非子だの、中国の誰彼の言を引用するのではな 蓋シ人ハ禽獣ノ如ク唯天然ニ同居シテ全ク各個ニ生活シ得ヘキ者ニアラス、必ス互ヒニ相結ヒ共ニ国家ヲ成シ 因として、 成立ノ大原因ハ、即チ人ノ天性ニ(アリストテレスのいうように生まれながらに) テレスに遡り、その重要な命題を自己の所論の基礎としてこれに依拠しているということである。これは トキハ、決シテ其安寧幸福ヲ得ル能ハサルカ故ニ、蓋シ天意特ニ此生〔相結び相生養する生〕ヲ人ニ賦与セシヿ ハ必ス相結ヒテ国家ヲ成スヘキノ天性ヲ備ヘタルモノナリ』ト云ヒシ如ク、其大根元ハ全ク天性ニアルナリ。 のではないことを、 二長タル所以ニシテ、若シ人モ亦禽獣ノ如ク、唯天然ニ同居シ、全ク各個ニ生活シテ絶エテ相生養スルーナキ テ人々相生養スヘキ天性アリ。而シテ何故ニ人ニハ此ノ如キ天性アリヤト其理ヲ探求スルニ是レ全ク人ノ万物 ∫瞭ナリ」(Ⅱの一一四−五ページ)。わたくしがここで注目したいのは、 実力者による弱者制圧説、宗家の威光による統御説などの諸説があるが、もっと根本的な国家成立の大原 国政を論ずるにあたって、ほかでもない、近代の国制論 章では、 加藤は次のようにいう。「既二二千余年前ニ於テ希臘ノ碩学ナルアリストテレスト云ヘル人カ、『人 国家の起源を論じ、それには、前述した天神政治説のほか、人民の争闘に発する有徳者の保護 くりかえし力説するのである(アリストテレスの学説の当否は、ここでは問わない)。 (国家論)・政治学の遠い出発点をなすアリ かれが西欧の学者から学んだにせよ、 在ル者ニシテ、此大原因 国家 スト

うな〔国家〕共同体への衝動はすべての人間に自然的に(生まれながらに)具わっている。」 これは意訳である。 φύσει μεν οθν ή όρμη έν πασιν έπι την τοιαύτην κοινωνίαν. Γιυθ-4

であるが、よく生きるために存在している。それゆえ、最初の諸共同体(家族と村落)もすでに自然によって存在して [国家] である。これは 自足性 のいわば全く極限に達している共同体であって、もともと生きる アリストテレスの説に若干たちいれば、かれは次のようにいう。「多くの村落から成る終局的な「共同体 国家はすべて自然によって存在している。」 ために発生したもの

↑ アリストテレスは、都市国家(ポリス)よりも大きな共同体を考えていない。

がらに知ることを欲する」と、人間の知的な探究への意欲を指摘する。これは『形而上学』の冒頭を飾る言葉であり、 間だけがロゴス(言葉、理知)をもっているからである」という。なお、アリストテレスは「すべての人間は生まれな ある。というのは、われわれが主張するように、自然はなにものをも無駄には作らず、しかも動物のうちでは、ただ人 ゴス、理性、そして知への愛をもつ人間は動物のうちでもっともすぐれている、とかれは考えている。 人間はなにゆえにどんな蜜蜂やどんな群棲動物よりもいっそうポリス的な動物であるか、ということも明らかで

リストテレスは、 古代ギリシアでも、アナクシマンドロス、エンペドクレスのような進化思想が初歩的ではあるがいだかれていたが、 時に生物学の領域でも画期的な成果を後世にのこしたアリストテレスにおいては、生まれながらに生物の種はきまっ 種不変の問題は別として、ダーウィンはアリストテレスの生物学的上の業績に驚嘆している。 いるという、種(すなわち、形相、εloos, species)の同一性の見解がつらぬかれていることを指摘しておきたい。 |生まれながらに」(φῦσει)| ということは、天賦人権思想、立憲的民主政治思想にもひきつがれるのであるが、 種の変化には反対である。 ただし、これはダーウィンの進化論よりも二千年以上も前のことであり、

5 君主政府と人民の権利、とくに抵抗権

同ジク、 為 此 者トス」(Ⅱの一一八ページ)。 心思上ニ至リテハ 権ハ天賦ニシテ安寧幸福ヲ求ムルノ最要具〔最も必要で大切な、いわば道具〕ナレハナリ」。 裁 ル ル為メニ存在シ玉フ者トナスへク」云々(Ⅱの一一五ページ)、また「君主政府ノ職掌ハ、概シテ之ヲ言 ヘキ事件上ニ止マリテ、其他純然タル私事上ニハ及ホス能ハサル者トス。……若シ君主政府是等ノ私事 制スルヲ得 メニ人民ヲ使役スル者ニアラサレハ、其権力ヲ施スヤ通例唯人民公共ノ交際 ノ開明ヲ補益スルノ外一事モアルーナシ」(Ⅱの一一七ページ、傍点筆者)。また、 人民ヲ保護シテ其生命ト権利ト、及ヒ所有ヲ安全ナラシメ、及ヒ此人民ヲ勧誘シテ其風俗ト知識ト、及ヒ諸、 藤は、 国家ノ主眼ハ人民ニシテ 君主政府の人民にたいするあり方について次のようにいう、「縦令万世 ルトキハ、各民自由ノ権ヲ失フカ故ニ、決シテ安寧幸福ヲ求ムル能ハサルヿ必然ナリ。 (精神上の事柄、 とくにその自由にかんしていえば〕君主政府、 天皇及ヒ政府ハ、特ニ此人民ヲ保護勧導シテ、 固ヨリ敢テ其権ヲ施 〔社会上の相互的交往〕 以テ其安寧幸福ヲ求メシ 一系ノ本邦 「君主政府ハ敢テ自 「況ンヤ人民 元ス能 E 二利 亦 + ラ猫 ル 苗

己れの思考する所を自由 奪フ者ト云フへシ。是故ニ人民アレハ必ス此自由権アルハ固ヨリ当然ノヿナリ」(Ⅱの一二三ページ) れらの権利は 使用すべき権利、 最も重要な自由権としては、各人が己れの生命を保全すべき権利 敢テ他ヨリ奪フへキ筈 「素ト天賦ニシテ、 己れの所有を自由に処分すべき権利、 に論述書記すべき権利、 ノ者ニアラス。 此権ナケレハ絶エテ安寧幸福ヲ求ムル能ハサル者ナレハ、 若シ他ヨリ之ヲ奪フトキ 同志と相結んで自由に事を謀るべき権利を加藤は挙げる。 己れの信ずる所の教法 (すなわち生存権)、 即チ其安寧幸 (宗門の教え)を自由 己れの身体を自由 福 此 権ハ(何びとと に奉じ、

はいう。

サレハ、敢テ抵抗ノ所行ヲ企ツ可ラス」(Ⅱの一二二ページ)という。 ヲ以テ君主政府ノ命令処分ヲ考察シ、其命令処分実ニ残虐無道ニシテ、天下ノ公論既ニ之ヲ縱サ、ル時ニアラ ナリ。」もっとも、「内乱ノ如キハ国家ノ危害最モ大ナル者ナレハ、人民タル者ハ必ス公明正大一点ノ私ナキ心 抵抗権の承認である。「米国ノ英ニ抗シテ遂ニ大災害ヲ免レ、以テ独立不羈ヲ得ルニ至リシハ即チ此理 巳ムヲ得ス君主政府ニ抗シテ暴政ノ大災害ヲ免レ、以テ天賦ノ人権ヲ全ウセサル可ラス。」すなわち、人民の 敢テ之ヲ用ヒスシテ仍暴政ヲ行ヒ、人民ヲ残害〔そこないころす〕スル、愈甚シク到底免カル、道ナキニ至レハ、 さらに、加藤は次のようにさえいう。「人民百方焦心尽力シテ君主政府ノ悪ヲ匡救セント欲スルモ、君主政府 れだけではなく、君主政府の悪をただし、あやまった命令や処分を正しきに復させる義務を負っている。 人民はこれに恭順しない権利があるだけではなく、かえって恭順しないことを義務とすべきであるという。 人民は抵抗権をさえもつ。加藤は、君主政府がその権限を超えてみだりに人民の権利を妨害するときには、 二出

4 【人権新説

社会ダーウィニズムへ

人ヲシテ一時其奇ヲ悦ハシメシモ既天賦人権主義ハ猶辰気楼ノコトシ。

の社会ダーウィニズムの立場から、天賦人権主義の思想を挑発的に否定する新著『人権新説』を刊行した。 明 一四年、 日本主義的立憲主義の路線が詔勅として中外に告知された翌年、 加藤は、 優勝劣敗 \mathbb{H}

畑忍は、 理 化であり、 (化を説き、絶対主義と支配階級の弁護に熱を入れた」と、きびしく批判している。 前述の著作のなかで、かの政変に臨んでの加藤のこの新著を「政府の方針の学問的弁護であ それは弘之の御用学者ぶりを露骨に示し」たものである、 これによってかれは 「社会的不平等の合

1 天賦人権説の妄想であること、優勝劣敗の理

将来人世 社会ダーウィニズムの思想を、以下、 抑 有名ナル蘆騒 たりである。だから自分は天賦人権主義のまったく存立しえない(かれの言葉でいえば、「天賦 法学などの諸学の領域で天賦人権主義の如き妄想がはびこって社会の進歩を大いに妨げているのは、 な態度を示す。そして、 る近代自然科学の発達を説き、著名な生物学者で思想家でもあるE・H・ヘッケルの「我進化主義タルヤ蓋 ニ遇テ憤懣 本来全ク実存スル 進化主義は社会思想としても哲学としてもこれほど重要であるのに、わが国で、あいかわらず哲学、 藤は、 化論はつとにE・S・モー (人間の世の中) まず、 氏化是ナリ。 ノ情ニ堪へス、 自ら社会ダーウィニズムの立場を掲げて登場したのは加藤弘之である。そこで、 物理学者ガリレイ、 ノ証アルニ非ス」とある)所以を明証しよう、という。このように加藤ははなはだ挑 ルソーをきびしく批判して次のようにいう、「古来未曾有ノ妄想論者トハ ノ大開明ヲ促ス所ノ最大源泉タルモノナルヘシ」(Ⅱの三五七ページ) との言葉を引 此 為メニ着実ニ事理ヲ研究スル能ハス、遂ニ己レカ妄想ニ誤ラレテ彼著名ナル民約 人天性慷慨激烈ニシテ、偶 スやE・F・フェ 天賦人権論駁撃のこの新著によって述べ、批判しよう。 コペルニクス、ニュートン、また、 ノロサの来日、 仏国王権 また海外の諸著作などによってわが国 (ブルボン王朝) 進化論者ラマルク、 極盛 ノ世 三出 ダーウィ 人権ナル 日本における 誰 其 慨嘆の 擅! ンによ に 即 E

以テ妄想ヲ駁撃スルナリ。之ヲ一撃ノ下ニ粉砕スル何ノ難キコトカコレアラン」(Ⅱの三五七、三五九ページ)。 進化主義ヲ以テ天賦人権主義ヲ駁撃セント欲スルナリ。」「進化主義ヲ以テ天賦人権主義ヲ駁撃スルハ是実理ヲ 当時果たした歴史的役割を全く無視する発言をするのであり、転じて、いわば返す刀で天賦人権論にもとづく シニ」(Ⅱの三五八ページ)云々、と。 至公至正ナル共和政体ヲ設ケ以テ吾等人民カ天賦ノ権利ヲ恢復スルノ道ヲ求メサル可ラストノ主張ヲ述ヘタリ が自由民権論者の論駁にたちあがるのである。いわく、「余ハ物理ノ学科〔自然にかんする科学〕ニ係レル彼 そのなかで「人民ハ今日ニ方リ百方心力ヲ尽シテ彼憎悪スヘキ君主若クハ貴族僧徒等ヲ駆逐 加藤はこのようにかなり感情的になって、ルソーがロックらとともに

遂ケンカ為メニ、常ニ一大修羅場ニ競争シテ互ニ勝敗ヲ決センコトヲ是勉ムルナリ。 劣者ヲ倒シ以テ己独リ生存ヲ遂ケ、併セテ独リ子孫ヲ挙クルヲ得ルハ、是永世不易ノ自然規律 selection〕」と要約し、次のようにいう、「動植物カ遺伝変化〔遺伝と変異〕ノ二作用ニ由テ個々優劣ノ等差 ニ必ス優勝劣敗ノ定規ニ合セサルモノハ絶テアラサルナリ」(Ⅱの三六一−二ページ)と。ここに、 別)ヲ生シ、随テ各生存ヲ保チ長育〔生育・生長〕ヲ遂ケンカ為ニ互ニ競争ヲ起シ、優者常ニ捷 加藤は 西周の チャールズ・ダーウィンの進化論の主張を「生存競争ヨリ生スル所 ノ定規ト云ハント欲ス。蓋シ宇宙ハ宛カモ一大修羅場ナリ。万物各自己ノ生存ヲ保チ自己ノ長育ヲ 「百学連環」でも、 拙稿 〔万物をつらぬく法則〕中ノ一個ノ大定規ト云フヘキナリ。而シテ余ハ此一個ノ大定規ヲ称シ 「西周と近代的諸学の体系的摂取」『東アジア研究』第二八号、二〇〇〇年五月、九六ページを参照 物理上学は動植物をも含むものとして捉えられており、 いわゆる物理の学にだけにかかわる ノ自然淘汰 而シテ其結果タルヤ、 [=自然選択 natura] 〔法則、 (勝利) ヲ獲 秩序

ンの生存競争・自然淘汰(自然選択)の思想を、人間社会をも含む広義の全自然現象にまで拡大するところの、

の点については後述することとしたい。

当時の加藤の進化主義的世界観・哲学がきわめて明瞭に示されている(もちろんこれはかれの独創ではなく、 ダーウィン説のこのような して一般化し、ここからだたちに天賦人権主義の駁撃に移ろうとするのである。しかし、生物進化にかんする れはこの流行のなかで日本でかれ自身の研究をすすめたのである)。このようにして加藤は、ダーウィンの生 自然淘汰 主義の一般化がおこなわれ、その哲学のもとで社会ダーウィニズムがかなりに流行しており、 (自然選択) 一般化においては、そもそも論理の飛躍が甚だしいといわねばならぬであろう。 の理論から優勝劣敗をひき出し、一気にこれを「万物法中の一個の大定規」と

する。 他の動物に限らず、 そうした外的諸条件である。 だに必ず優劣の差が生じざるをえなくなるのである。 を社会の基本法則とすることに反対なのである)。 環境のさまざまな影響のあることを認める、だが、そこから出発してただちに生存競争、 に遭遇する外的な万物万事からの影響によって、体質や心性にさまざまな変異を受け、このため各個人のあい すなわち、 地勢・風土、 各優劣ノ等差 [すなわち個人としての] 体質心性ニ起ル所ノ変化ニ源スルモノニシテ、是: 正不正等の殊別は、いま挙げたような、 人類の場合には祖先や父母からの遺伝を受けるばかりでなく、 各個体がその体質や心性の遺伝と変異とによって相互に優劣の異同を生ずるということは、 社会の風習・教法〔宗門の教え〕・政事、教育・教化、 人類においても(たんに生物の一種としての生物学的な領域にとどまらず)同様であると (差別) つまり加藤は、 起ル所以ノ因とナルナリ」とする 人々の体質における大小、 かれによれば、ともあれこのようにして社会での淘汰、 自己の生存中遭遇する万物万事とは、 人間の社会生活上での「千万無量ノ事物ノ感応影響 (筆者 強弱、 朋友・伴侶、身分・職業、 〈岩崎〉はむろん諸個人にたいする 健不健等の異同や、 社会のなかでの自己の生存中 即 優勝劣敗という命題 自己の環境たる、 人々類 心性におけ

れは迫る。 若シ之ヲ証明スル 実理ト矛盾スルモノハ即妄想ト称セサルヲ得ス。妄想ト実理トハ決シテ両立共存スル能ハサルモノ 固有 於テ各優劣ノ等差アリテ為メニ優勝劣敗ノ作用必然吾人々類世界ニ生スルノ理已ニ疑ヲ容ルヘカラス」 世界ニ存スルノミナラス、吾人々類世界ニモ亦必然生スルモノナルヲ了知スヘシ。 勝劣敗がおこることになる。「是ニ由テ之ヲ観レハ、万物法ノ一個ノ大定規タル優勝劣敗ノ作 Ⅱの三六二ペ セリトナセル天賦人権主義ノ如キハ、実ニ此実理ト矛盾スルモノタルコトハ既ニ甚タ明 かれによれば、 自由自治平等均一ナル天賦人権ノ実存ニ至リテハ之ヲ証明スルノ術絶テアラサルニ非スヤ。 ージ)。 ノ術アリトセハ先ツ古今ノ事迹社会ノ事実ニ徴シテ之ヲ示セヨ」(Ⅱの三六三ページ) そうである以上、「彼吾人々類カ人々個々生レナカラニシテ、自由自治平等均 「加かのなならず 之優勝劣敗ノ結果ハ之ヲ古今ノ事跡社会ノ事実ニ就テ証明スルコト 吾人々類 瞭ナルニ非スヤ。 0 崩 体質 特 ナリ 誠二容易 と断ず 心性二 とか 以

モ亦専ラ此種族ニ依ラスンハアラサルナリ」(Ⅱの三六八ページ)。このように、 振興セシモ 暴ではあるが することにもなった。 の無理解がいちじるしい」、 加藤によれば、 (すなわち上等平民) ノナレ 「ここには基本的人権思想にもとづくアメリカ革命とフランス革命とにおける、 「かの狂暴な輩ではなく」 精神力は微弱であり、 自然界における生存競争と自然淘汰が発展を重ねて、社会に及び、ついに近世政党間 欧州今日 今日欧州各国において無智蒙昧の衆民を党衆とする社会党、共有党、 ハ中古ノ封建割拠ヲ壌リ、 邦引国 ノ開明ハ蓋シ多クハ此種族 ノ秩序ヲ保護シ、 これに対して「上等平民」すなわちブルジョアジ 専ラ此種族ニ存シ社会ノ与論習俗ハ専ラ此種族ョ 進歩ヲ誘導シ、社会ノ徳義品行ヲ矯正シ、 貴族僧徒ノ擅恣 [王等平民] 〔わがまま勝手〕 ノ賜ナリト云フヘク、 かれは進化主義の立場から、 抑圧ヲ制シ、 人民の力による「人権宣言 IJ 1 は精神力が強く、 出ルモノナ 虚無党などは、 学芸農工商業ヲ 加之将来 人民ノ自由自 IJ ノ進歩 此 争

概シテ此

ぱらこの階級の支配に託そうとするのである。 人民の力を無視して近代における上等平民、すなわちブルジョアジーの努力をたたえ、 人類の将来をも、

今日の劣者であっても、 時勢に適応する優者のために制せられる。それゆえ、「精神力ノ最モ優大ナル者即優者カ社会ヲ制スル すなわち、たとえ精神力が優大でも時勢に適応しなければ決して権力を得ることができずに劣者となり、 為スニ非ス。 ヲ奪ヒテ己レカ有トナシ、以テ己レ代リテ優者トナルヲ得ヘシ。但シ是等ノコトハ通常一二人ノ者能ク之レヲ るめこまれ従属させられている〕者ト雖モ能ク新時勢ヲ創始スルノ力アルトキハ、遂ニ他人ガ占有スル所 出ルニアラス。又人力ヲ以テ大ニ之レヲ養成シ得ルハ勿論ノコトナレハ、今日劣者トナリテ籠絡ヲ受クル ヲ占有スト云フハ諸種ノ優者中最モ其時勢ニ適応スル者カ社会ノ権力ヲ占有スルノ義ナリト知ルヘシ」。 右の箇所は、 「蓋シ時勢ノ変遷ニ由テ其時勢ニ最モ適応スル者カ即其社会ノ優者トナリテ大権力ヲ有スルナリ」 習慣 かれはなおつづけて、 (封建的な軍事貴族) 開否 実ニ衆力ヲ合シテ始メテ為スヲ得ヘキナリ。 ノ如キモノニシテ権力ノ競争是時ニ於テ最モ激烈ナリトス」(Ⅱの三六八-九ページ)。 とくに加藤の政治的立場を明らかにするものとして注目に値すると思うので、 (開化と非開化)、文野(文化と粗野)等の変遷への適応性という視点によって次のように補 時勢を創造し、 いま述べた精神力の優劣による説明をば、 ノ専制ヲ倒シテ遂ニ今日ノ時勢ヲ創始セルカ如キ即是ナリ。蓋シ古今時勢ノ変 競争の勝者となる場合もある。「凡ソ時勢ナルモノハ全ク自然 例へい輓近 (近頃) 時勢の変遷、 欧州ノ上等平民 すなわち当の社会の 詳しく引用をし ブルジョアジー

(2) 権利の始生と進歩

シ時 思ハル」(Ⅱの三七二ページ)と。 張をひきだす、 という見解を紹介する。ここで、カルネリは、天賦人権すなわち生来の固有の権利にたいし得有権利 なわち、 つは邦国 社会のなかで獲得される権利を対置し、かれは後者を主張するのである。そして、 即禁 藤は 邦国ノ体裁稍立チタル時ニ於テ〔それと〕共ニ生シタリトナセルモノニシテ、 われわれは天賦人権なるものを知らない、ただ得有権利があることを知るだけである、 権利の起源と進歩発達を論ずるに当たって、カルネリ著『倫理とダーウィン主義』から次の見解、 「此論旨ニ拠テ考フルトキハ、凡ソ権利ナルモノハ吾人カ始メテ稍鞏固ナル社会ヲ成スニ至 国家)とともに存亡するものであって、少しのあいだでも邦国を離れて存するものではない 蓋シ最モ確実ナル説 加藤はここから次の主 得有権利はじ

ねて、 し気に入らないといって抗議するとは何事だ、 あって生じたものとする。 てまた人権は、 二始メテ生シタルモノト認メテ可ナルヘシト信ス」(Ⅱの三七五ページ)という。 邦国の体裁は急に備わるものではないから、人民の権利も漸次的に生ずるのである。このような論を加藤は重 すでに邦国の体裁をいちおう具備している社会では、多少なりとも人民の権利があるとはいえよう。 この観点によれば、今日まだ邦国を形成していない社会では人民の権利が生じていないのは当然であるが、 結局、 人権は存立し、 「凡ソ吾人ノ権利ハ蓋シ専制ノ大権力ヲ掌握セル治者即チ最大優者ノ保護ニ由テ邦国 何ら生来のものではなく、 また維持されるというわけである。 そのいみで、強力な統治者すなわち支配者があってはじめて、その保護があっては 国が出来てやがて最大優者、すなわち大権力を握る統治者の保護が という見解も出てくるだろう。 だからして、ここから次には、その支配者にたい すなわち、 権利は、 ノ成立ト共

学 ヲ顧 T 41 敗ナリト云ハサルヘカラス」(Ⅱの三七六ページ)。かれによれば、 とみなす主張を、次のようにおこなうのである。「人民亦若シ妄ニ政府貴族等ノ権力権利ヲ凌辱シテ敢テ之レ したうえで、加藤は、 の進化は優勝劣敗の作用によって漸次的におこなわれることになる。 みでこれに優勝劣敗の称を与えるべきものではないと、 このようにして、ある社会、すなわち、ある国にひとたび権利が生じたあとでは、 かつてかれの主張した抵抗権のごときは撤回することにならざるをえなくなる。 は真に権利の進歩を謀る良術ではなく、このようなことはとても永続きするものではないのだから、真の ルノ心ナク只管自己ノ権利ノ進歩ヲノミ是レ謀ルニ至リテハ、是レ実ニ社会ヲ害スル所 を引き合いに出して、この著作は 『権利のための闘争』――われわれにとっては「権利の上に眠るな」ということでとくに有名な著作 政府貴族にたいする人民の生活上の要求について、権利のための闘争をばついに 「凡ソ権利ハ競争ニ由テ進歩スル所以ヲ論セシカ頗ル卓論トスヘシ」と きわめて体制擁護的な見解を述べる。 これはまさに暴挙であり、 加藤はここでR・V・イェーリ 加藤によれば、 ノ邪悪ナル優勝劣 このような このようにし その権利

3 「宇内大共同」=世界国家

かれ および国家学が普及するのに影響するところが大きかった。そのために加藤は 類同胞が永遠の大私利即真利益を求めて、将来「宇内大共同」(いわば世界国家)を形成するにいたる可能性 はこの 藤は侍講職のとき、 書物から世界国家思想を学びとり、『人権新説』でこの問題をとりあげ、 のちにこの書の翻訳を『国法汎論』と題して文部省より出版した。この書は当 J・C・ブルンチュリの著『アルゲマイネス・シュターツレヒト(国法学総論)』 「国家学の祖」ともいわれるが、 進化主義の立 一時わが国で公法 0

者の抑圧と保護による大共同に期待をかけようとしているのである。 こでもかれは、 ヲ脱スルヲ得ルハ、 ノ時ヲ期セサル を論じた。 そのなかでかれは次のように書いた、「吾人カ全ク此 きびしい社会的な生存競争による最大優勝劣敗の思想によって考え、最大優勝者のもとでの敗 可カラス、即最大優勝劣敗起ルノ時ヲ期セサルヘカラサルナリ」(Ⅱの三七八ページ)と。 蓋シ後世所謂宇内大共同始メテ立チ宇内各国同シク遵奉スル所ノ大制度大法律始メテ成ル [当今の欧州諸国間の戦争のような] -

人ノ特ニ先生ヲ推シテ国家学ノ開祖ト為ス所以ノモノハ主トシテ此書アルニ因ル」 ルニ於テ顕著ナル効果ヲ生ゼリ。本邦国家学ノ興起、 国家学ノ開祖ナリ」とし、 穂積陳重は スターツレヒト』ヲ訳述シテ『国法汎論』ヲ公ニス。当時此書大ニ行ハレテ、本邦ニ公法及ビ国家学ノ思想ヲ拡ム 『国家学会雑誌』 次のように書いている。 第 二十巻第三号に寄せた、 「明治三年侍講ノ命ヲ拝シテ『ブルンチューリ』ノ 津田真道、 加藤弘之への 西周其他ノ諸先輩ニ負ウ所亦タ極メテ多シト雖モ 「告別の辞」のなかで、「先生ハ本邦ニ於ケル 同誌、 大正五年、 「アルゲマイネ 111

ノ致ス所ナリトハ雖モ、 いてはやはり困難であろうという見解に傾いている。「蓋シ宇内大共同 人権差別観を強くいだいており、 〔制しおしとどめる〕セント欲スルカ如キハ到底為シ得ヘキ所ニアラサルヘシト思ハル」(Ⅱの三八○ページ) と しかし、それと同時に加藤は、 是レ即最大優勝劣敗ヲ以テ諸種ノ小優勝劣敗ヲ制スル所以ノ術ニシテ、実ニ吾人開明上進 斯ク霄 壤 そこから、万国の諸人種がすべて同等とするような字内大共同の可能性につ 当時の多くの欧米人と同じように、欧米開明人民と最下等人種とのあいだの ノ懸隔 [天地ほどのへだたり] アル諸人種中ニ起ル所ノ優勝劣敗ヲ全ク制遏 ノ制度ヲ以テ万国諸人種ヲ同等ノモノ 向上

いう。

てとりあげるさいに論及することにしたい。 藤の 加藤もそれにたいし応戦し、 植木枝盛 とりあえず、 『人権新論』にたいしては、さきに一言したように、自由民権論者たちから激しい批判がまきおこっ 『天賦· わたくしがたびたび引用した田畑忍の著作『加藤弘之』中の 人権論』と馬場辰猪 その間自分の説の不十分なところを補正するところもあった。 『天賦人権論』 については、 わたくしは本書中で両 『人権新論』 に ゆ

何『強者の権利の競争』における「宇内統一国」

現の問題を考察している。 すすめ、 の大きな意義を承認したうえで、 オランダにフーゴー・グロ 藤弘之は、 この著作の刊行の後も「宇内大共同」、さらにすすんで「宇内統 かれの国家哲学の書と称される『強者の権利の競争』のなかで、 ティウスが出て近代的自然法に基礎をおく国際法的な法秩序の確立を主張したこと 各民族の「利己心」を前提として将来における「宇内統一国」 К の思想について考察を 十七世紀前半ようやく の国際的な実

規則ヲ定メショリ、 国際法ヲ創始セル大祖トモ云フヘキモノナリ。ぐろてィうす始メテ学理的ニ国際法ヲ創始シテ各国民 国際法ヲ創始スルノ力ヲ有シタリ。 立したとはいえず、 はじめて世に出て、 ロティウスの出現について加藤はいう。 その後国際法はしだいに発展した。「蓋シ今日ノ国際法モ数十百年間ノ星霜ヲ積ミ、 各国の権利は平等でなくてはならぬとの主義がおこったが、それはまだ今日の国際法を創 爾来学理ト実際ト相倶ニ補成シテ次第ニ国際法ノ進歩発達ヲ促シ以テ遂ニ今日ニ至レル ただその根基を与えたにとどまった。「独り近今二至リテ盛二開ケタル哲学カ始メテ全ク 而シテ彼ノ有名ナル碩学ぐろてィうす〔フーゴー・グロティウス〕 欧州の中古キリスト教がようやく盛んになって人類平等の主義が 漸ク進歩発達シ コソ即チ

か 加 人類社会が優勝劣敗を重ねながら、 際法カ更ニ発達スルコトヲ得テ、遂ニ宇宙統一国ノ建設ヲ促シ、今日ノ国際法ハ変シテ全ク完全ノ国法トナリ、 テ遂ニ今日 れの空想によるこの期待を、 藤は期待している。 ノ間及ビ各国臣民 (一八九三 (明治二十二) 年の時点で加藤は書いている) かれはもちろん社会ダーウィニズムを棄てておらず、 ノ間ニ於テ道徳ノ十分ニ行ハルルニ至ルノ時ナシトハ決シテ信ズベカラザレバナリ」。 われわれはともかく歓迎することとしたい。 道徳の発達もあって、 ともあれ、 ノ完全ニ至リタルヲ以テ考フル このような大統一が実現されることを その思想によってであるにせよ

らも、 進スルコト必然ナレハ、其勢ヒヨリスレハ結局宇宙統 コトハ到底為シ得 二更ニ今日 利益ニノミ汲々タル各国カ、永遠ノ大自利大自益ノ為メニ姑ク忍テ己レノ頭上ニ統一ノ大権ヲ戴クカ かしやはり加藤は、 その実現については悲観的な見解をとるのである。 ノ形勢ヲ観察スルニ、 ピサル コトナラント思 この見解にも疑念をいだく。 各国カ独リ眼前 ハルルナリ」と。このようにして、 ノ自利自益ヲ謀ルノ心情ノミ過甚ナル有様ナレ いわく、「前述ノ如ク文明各国 国ノ創建ハ決シテ疑フベカラザルカ如シト 加藤は、 字内統一国家を期待 ノ共 同 利害 日 雖 二月二増 ク眼 如 然ル

獄が人道的になっていることをきいて驚いている(あるいはかれはその対談で有名なチェザーレ た新井白石と雖もグロティウスの業績を知ることなく、 人民は跼 家光が将軍となってまだ初期の頃である。 風雲がしだいに急を告げ、 ともあれ、 他方、 踏をよぎなくされ、 加藤のこの著作の出版の時期をかえりみるに、 口 ティウスの 日本の朝鮮経由 江戸 『戦争と平和の法』 の振袖火事のあと元禄の繁栄の夢を結び、 日本はやがて苛酷をきわめたキリシタン弾圧を経て、 大陸侵略の意図が、いよいよ露骨になってきた時点においてなので が出版されたのは 江戸末期の渡辺華山は、 それは、 明治二十六(一八九三) 一六二五 その後 (寛永二) ニーマンとの対談で西欧 海外に広 年 年 П 狭隘な国 • く活眼 本でい 日清戦争の " 開 IJ

動乱、 1 があるからである。 このようにグロティウスにいくらか拘わるのは、「太平洋戦争」のまさに前夜、すなわち世界をあげての 思想をみずからも継承して、人類の未来に「宇内統一国」を構想しようと努力している。― アの名前を耳にしたかもしれない――これはわからない)、そしてアヘン戦争以後、ようやく日本は欧米諸外 へと門戸を開き、 中国への軍事侵略の最只中のあの時期に、東大法学部の講義でこの著作『戦争と平和の法』のことを耳 それを手にとり、 いまようやく加藤弘之は、 法思想のスケールの大きさと、人類の平和確立へのかれの願望に深く感銘した思い出 いわゆる「鎖国」以前に西欧で歓迎されていたグロティウス ーわたくしが いいま

わが国に導入される過程で、すでに知られていたことはたしかであろう。 もちろんグロティウスのことは、オランダに赴いた西周、 津田真道が学んだに相違なく、「万国公法」(国際公法)

4 『人権新説』にたいする若干の批判的評言

引用箇所を拠り所としながらも、それらの例証は説得なものとなっていないと思われる。かれのとる社会ダー ウィニズム自体が、私見によれば、そもそも成り立たないのであって、 おり、それらから各所で引用をおこない、自説の拠り所としている。かれの学究的な面はたしかに覗われるが、 て感ずるのは、 次に、『人権新説』にたいする私見を手短に述べておこう。 加藤の論述はそのため十分な展開とはなっておらず、放漫の嫌いがある。 しばしば、未開人や文明人、あるいは欧米、 中国、 加藤は巻末に欧米の学者の多数の著作を掲げて 日本の各地からさまざまな例をとりだして、 例証が例証になりようがないからであ わたくしがこの書物を卒読し

な方法の無理である。 面的に進化論的な解釈を施し、こんどはその解釈によって自分の進化学説を証拠だてようとする、その循環 これは自然科学の実証的方法とは縁遠いものであろう。

優勝劣敗という「永世不易ノ自然規律」「万物法中ノ一個ノ大定規」を立てようなどとしたこと、 な例証の山によって明証しようと志したところにあると思われる。 藤の誤りは、 結局、 社会ダーウィニズムの諸先輩にならって、宇宙をあたかも一大修羅場とみるような、 それを恣意

ず、 で 会でも有効であり、 ることにもとづいている。 にかんするダーウィンの学説を社会発展の合法則性および人間間の諸関係の説明にえせ〔偽〕 辞典』(邦訳) 明らかにしたのであり(したがって生物としての人類も当然含まれる)、自然全体の発展につい その社会生活の奇形性を正当化し、 弱者は死滅してゆくと、主張した」とし、「この思想のブルジョア的・階級的内幕は資本主義の社会的 いわんや人間社会についても何も語っていない。かつてわたくしは、 ウィンが当時うちたてた進化論はすぐれた研究成果であるが、それはあくまで生物学の領域での 中の 妥当な批判であると思う。 そこでもやはり生存競争で生きぬけるのはただ〈強力〉で〈適用能力をもった〉 「社会ダーウィン説」の項で、 社会ダーウィン学者は、 勤労大衆の階級意識をくもらそうとする意図である」等と書いてい その説は「動植物界における生存競争と自然淘汰 この法則を普遍的な自然法則とみなし、 ローゼンターリ・ユージンの この法則 科学的 ては 個人だけ に適用 何 は人間社 進化

れぞれの法則間に安価な類推をおこなうことは許されない。三十年近く前にわたくしは次のように書いた。 る。 なわち、 わたくしはここで、 そしてこれらの相異なる諸階層は、 自然界 (広義には社会を含む) わたくしの年来の科学的認識論の見地から次の原則的な批判を述べておこうと思う。 には、 物質的運動のそれぞれに固有な法則性をもっている。 歴史的 ・階層的に相異なる運動諸形態をもつ物質の諸階層があ したがって、

なく、 0 史的発展の最高段階にある人間とその社会の法則が、 科学の対象諸領域においても、 つということは、 高次の法則のなかでは、その契機として副次的な意味をもつにすぎない。それぞれの段階が固有な法則性をも 有の運動法則をもっており、高次の法則は低次の法則をそれ自身の契機として含んでいるが、 るのではなく、相互に高次低次という関係をもつ段階の体系をなしている。それぞれの段階 形態は、 自然の階層的構造は、一般的に論ずれば、次のようなものとして理解される。自然の構造的な階層 の側 相互移行・相互転化がある。飛躍性は非連続性の側面であり、相互転化は、非連続性を媒介とする連、、、、 面 ばのっぺらぼうな単純な類推で解明されうるはずがないのである。 相互に無関係に孤立しているのではなく相互に連関しあっており、 である。 それらの段階の飛躍性を示している。 このような連続性と非連続性との統 それらの運動諸法則の間にこのような弁証法がある。 自然界の下等動物から高等動物への進化の 一として、 しかし、そこには、 自然は階層的構造をもつのである」。 たんなる相互の断絶があ しかもたんなる平面的な連 いわんや、 (運動形態) 低次の法 今日自然の 般法則 るの 0 自然諸 運 関 H から は 動 続 あ 諸

注

Ŧį. すなわち、 として自覚的に形成されていった。『新論』は「国体」を主題として論じており、後期水戸学派の国体論が確立したの の思想へと通ずるものであり、 からず。 会沢正志斎は そこでの核心をなす思想は、 全国民の上に対する心からの服従を根幹とするものであった。 国にして体なくんば、 「新論」 四二 0 祖国の実情を憂えて、「国の体たる、それ何如ぞや。夫れ四体具らざれば、以て人となれる。 また、 四ページを参照 何を以て国となさんや」という。こうして、 「億兆心を一にして皆その上(上御一人=天皇)に親しみて離るるに忍びざるの実」、 のち旧憲法第一条として成文化される「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」 拙著、 国体」という概念が日 前掲『日本近世思想史序説』下、三九 本に固有な国 の、ななな

+ 日本思想大系53『水戸学』岩波書店、一九七三年、六九ページ。

たしたのは、『教育勅語』にもとづく学校教育と『軍人勅論』にもとづく軍隊でした」(「『神国日本』の思想と日本の かえがおこなわれました。こうして『神国思想』は明治以降、『国体』という言葉で表現されるようになりました。 祖皇宗国を肇むる』という『国づくりの神話』がひろめられ、天照大神や神武天皇が国をつくったという歴史のつくり 前社会」『前衛』二〇〇〇年七月号、九五ページ)。 九九二年、三ページ)。さらに氏はいう、「『神国思想』は、明治政府によって一つの教養にまで高められました。『皇 岩井忠熊はいう、「後期水戸学の代表的著書といえる会沢正志斎の『新論』はその『国体』の章で国体の歴史を論じ | 後年に使われた国体の用語のはじめといってよい」(馬場鉄男、岩井忠熊篇『天皇制国家の統合と支配』 文理閣 がおおやけの言葉として登場したのは『教育勅語』からです。『神国思想』を国民に広めるうえで大きな役割をは

- Aristoteles, op. cit., 1253 a 29-30. 前掲訳、八ページ。 いへの衝動は、 すべての人間に生まれながらに(自然的に、ψυσει)そなわっている。」 出隆、 前掲書、 三〇四ページ。「このような 国家 共
- (29) ibid., 1252 b 27 31. 同上訳、六ページ、出隆、前掲書、三〇三ページ。
- (30) ibid., 1253 a 7-10. 同上訳、七ページ。出隆、同上書、三〇四ページ。
- 31 まれながらに」にかえた。 Aristoteles, Metaphysica, 980 a 21, 『形而上学』出隆訳、全集十二巻、三ページ。 ただし 「生まれつき」 生
- (32) 拙著、前掲『ギリシア・ポリス社会の哲学』八○、一八八ページを参照。

33

前掲書、

四四ページ。

〔34〕宇佐美正一郎は『どこまで描ける生物進化』(新日本出版社、一九九五年)でダーウィンの学説を次のように簡潔に う副題がついています。この自然選択説が一般にダーウィニズムとよばれているもので、現在の総合説の原型です」 進化の原因について考察し自然選択説 を打ち破り、 ものであり、 ウィンの進化論です。」「かれは『種の起源』の中で、当時まで一般に通用していた、生物は人間も含めて神が創造した 要約している。 生物は祖先の生物から変化し進化したものであるという生物進化の事実を科学的に確立しました。 しかも神が造ったまま古来変化せずに現在に至っているという、キリスト教的な生物にたいする固定観念 進化論にかんして現在のところ中核的な位置を占めているのは総合説であるが、「総合説の源 (自然淘汰説) を提出しました。著書 『種の起源』にも『自然選択による』とい

をなす人間の社会の発展についてなにものも語らず、安価な類推を許す余地をもったくもっていない。社会ダーウィ、・・・・・ ズムは、 であるという批判があります」(一七一-三ページ)。ダーウィンの進化論の要点はこのようであり、自然の異なる階層 のことが累代継続して起こると、結局は環境に適応した優れた形質が漸進的に蓄積していくことによって、 個体が生き残る。つまり適者生存といわれています。生き残って個体が繁殖し子孫にその有利な性質を伝えてゆく。 生存競争が起こる。すべての子はまったく同等ではなく個体変異がある、その中で環境に適応した有利な変異をもっ | ダーウィンの自然選択説とは、要するに、生物は一般に多産であって過剰繁殖であるから、生まれた子どうしの間 物は進化するという考えです。ダーウィンは同種内の生存闘争を考えています。」「適者生存という言葉は同義語反復 進化論の流行の波にのった非科学的な社会理論である、といえよう。 種が変化

骨格はマルサスを読む以前にできあがっていたことを示唆する事実もあるからである」(三四九ページ)と書いている。 ○二-三ベージ)。ただし、さいごのマルサスとの関係については、注(37)の訳書は、「訳者あとがき」で、「マルサスの『人 ウィンの進化論には、イギリスで生物進化を初めて提唱した祖父エラスムス・ダーウィンの影響、さらに学校教育の影響が見 しかし、当時まだかれの説を実証するだけの十分な科学的な資料に欠けていたために、著名な化石学者キュヴィエによって批 論』を読んで学説の成立の動機をえたという記述は、現在ではいささか疑問視されるにいたっている。ダーウィンの学説 |化論成立の参考になりました。自然選択説の発想にはマルサスの『人口論』の影響も否定できません」(前掲書、 - 物進化の考えはダーウィン以前からあった。とくにフランスのラマルクが生物の進化という革新的な思想を提起した。 またかれがビーグル号航海中に読んだライエルの『地質学原理』の中の地球の歴史、 その説は敗れた。しかし、宇佐美は書く。「ラマルクの生物進化の思想はイギリスに輸入されます。チャールズ・ダー 地質の発達にかんする説も、 七五、二

- 岩波文庫、 穂積陳重『〔加藤弘之先生への〕告別ノ辞」 一九八〇年、一四六ページ。 『国家学会雑誌』第三十巻第三号、大正五年の巻頭。 穂積陳重 『続法窓夜話
- (37)『チャールズ・ダーウィン自伝』八杉龍一・江上生子訳、ちくま学芸文庫、二○○○年を参照 加藤弘之『強者の権利の競争』哲学書院、一八九三年、二〇一、二〇六、二三一ページ。
- ローゼンターリ・ ユージン監修 『哲学辞典』岩崎書店、 一九五六年、 一九一一二ページ。
- 岩崎·宮原将平 『現代自然科学と唯物弁証法』大月書店、 一九七三年、一三七ページ。

